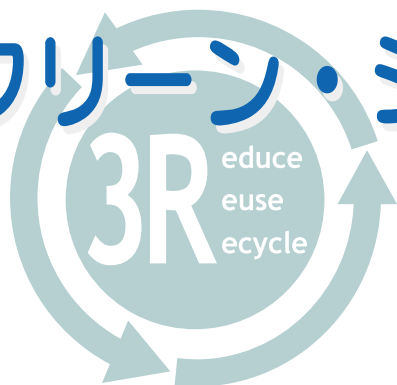




クリーン・ジャパン・ニュースレター



2009年4月発行

No.25

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

本多賞
受賞者



環境学習会
in
東京

CONTENTS

CJCTピックス	2
「平成20年度リサイクル技術開発本多賞 (第13回)」表彰式	2
「環境学習会in東京」に参加・発表	2
平成21年度「資源循環技術・システム表彰」の募集	3
平成19年度調査研究報告	3
NMRを活用した高度リサイクル技術の開発状況調査	3
副産物発生状況調査	4
経済産業省所管商品品目の商品品目別に見た 3Rの進捗状況調査	5
行政・政策動向	6
3R実施状況	7
お知らせ	8

3Rで地球温暖化を防ごう!



温暖化防止



「平成20年度リサイクル技術開発本多賞(第13回)」表彰式

リサイクル技術開発本多賞は、長年廃棄物リサイクルの分野に携わってこられた故本多淳裕先生(元大阪市立大学工学部教授、元(財)クリーン・ジャパン・センター参与)のご厚意に基づき、リサイクル技術開発に従事する研究者・技術者等への研究奨励を目的として平成8年度に創設されたものです。

平成20年度リサイクル技術開発本多賞には、研究論文2件と技術論文10件の計12件の応募があり、その中から下記の技術論文2件が選定されました。平成21年1月28日(水)、阪急ターミナルビル(大阪)で表彰式が行われました。受賞論文の概要は以下の通りです。

1 「ハイボリュームフライアッシュコンクリートの日本での実用化に向けて」

齊藤 直 (株)エネルギー・エコ・マテリア 技術部

諸外国において、フライアッシュは混和材料として幅広く一般的に活用されています。特に、欧米を中心にフライアッシュでセメント量の30%を超える置換を行うハイボリュームフライアッシュ(High Volume Fly Ash)コンクリートが既に実用化され、ダムや道路舗装等の分野で活用されており、その活用領域も広がりつつあります。一方で、日本国内におけるフライアッシュの混和材利用は、ダムコンクリート等の現場バッチャープラントを対象とした一部の用途を除いて混和材利用は普及しておらず、その使用量もJIS R 5213(フライアッシュセメント)の規格値からC種30%以下(実質20%以下)の利用に限定されているのが実態です。

本論文内容は、これまでの通念を打破するために、フライアッ

シュの持つ材料特性(ASR環境下や高密度環境下での強度増進、流動性改善等)を最大限引き出したコンクリートの開発を進めたものです。この結果、トンネル覆工コンクリート・吹付けコンクリート・海洋コンクリート・転圧コンクリート等の各分野に活用できる大量のフライアッシュを配合したコンクリートを実用化すると共に、中国地方のコンクリート製造場所への技術支援・フライアッシュ供給体制の構築に向けて努力してきた結果、これらの技術が実用化するに至っています。また、ライフサイクルコストの観点から、欧米で展開されているハイボリュームフライアッシュコンクリートの日本への導入の有意性を紹介しており、今後フライアッシュが広く大量に活用されることが期待されています。

2 「一貫製鐵所におけるゼロエミッション体制の確立 - 水処理スラッジリサイクル技術開発」

渡辺 秀美(グループ応募代表者) 新日本製鐵(株)名古屋製鐵所 エネルギー・資源化推進部 資源化推進グループ

高炉を有する一貫製鐵所では年間数百万tの副生物が発生し、そのほとんどがリサイクルされているものの、スラッジ特に水処理スラッジは高水分、高亜鉛、高クロム他のためリサイクルが困難で埋立て処理となっていた。これらの課題に対して、総排水量数千m³/hの水処理設備の鉄系排水、鉄・亜鉛・クロム系排水の系統分離、新高密度脱水技術実用化、千数百度の溶銲予備処理炉を活用したメッキスラッジリサイクル技術開発・実用化により、業界初の冷延メッキスラッジの完全リサイクル技術を確立したものです。

また、厳格化する排水基準特にフッ素基準に対応するため、これまで薬剤添加量増加で対応しておりその結果多量の水処理ス

ラッジを発生させていた。これに対し従来知見を覆す新たな水処理メカニズムを解明し、それに基づくNaOHによる新水処理基本技術を開発した。さらにはその技術の実用化に際し、スラッジの一部を返送、塩酸と反応させ無害なニガリ(MgCl₂)に変えて減容化、処理水フッ素濃度に応じたNaOHの比例注入制御化によるスラッジ発生抑制といった実用化技術もあわせて開発した。本開発技術は所内15万kw級石炭焚発電所において実用化し、その成果を継続發揮している。

これらの両技術とも鉄鋼業界、電力業界他の環境・リサイクル技術として有益な技術であり、今後の波及効果も期待され最終処分場延命にも貢献しうる。

「環境学習会 in 東京」に参加・発表

当センターでは、昨年11月の「環境学習会 in 大阪」に続き、2月21日(土)に東京農工大学府中キャンパスで開催された「環境学習会 in 東京」(主催:全国大学生生活協同組合連合会環境活動推進委員会)に参加しました(経済産業省委託事業「事業者による3R教育推進システム実態調査」の一環)。

この学習会は、環境問題に関心のある大学生を対象に、環境活動を始めるきっかけを掴んでもらう目的で開催されたもので、当日は「3R」、「地球温暖化」、「グリーン購入」の各分野について、関係省庁・団体・NPO・学識者による発表が行われた後、参加者と発表者を交えて活発なグループ・ディスカッションが行われました。

この中で当センターは、大学生の環境・3R学習に役立つ各種ツールや情報提供サービスを紹介。また会場内の展示コーナーでは、

容器包装リサイクル教材、身近な製品のリサイクルについて解説した展示パネル、環境リサイクル情報CD-ROM等の学習ツールの展示・配布を行い、参加者の関心を集めました。



容器包装リサイクル教材とパネルの展示



平成21年度「資源循環技術・システム表彰」募集締切り4月20日迫る!

現在、当センターでは、平成21年度「資源循環技術・システム表彰」の募集を実施しています。

廃棄物の発生抑制(リデュース)、使用済み物品の再使用(リユース)、及び再生資源の有効利用(リサイクル)に資する優れた事業や取組みを行っている企業・事業団体におかれましては奮ってご応募願います。

表彰の種類は、経済産業大臣賞、産業技術環境局長賞、(財)クリーン・ジャパン・センター会長賞、奨励賞を予定しています。

締切りは4月20日(月)必着となっております。

応募要領は当センターホームページからダウンロード(MS-Word)できますので、取組みの内容に応じた申請書の様式としてご利用下さい。

アドレス(URL):

<http://www.cjc.or.jp/modules/news/article.php?storyid=187>

掲載されている項目は、次の通りです。

- ・資源循環技術・システム表彰 応募要領本文
- ・資源循環技術・システム表彰 申請書及び申請概要書

(申請書)

- 様式1 再生資源の有効利用
- 様式2 使用済み物品の再使用事業
- 様式3 副産物・廃棄物の発生・排出抑制
- 様式4 再生利用又は再使用技術・装置・システムの開発事業
- 様式5 資源循環型製品の開発・普及

(申請概要書)

- 様式6 申請概要書

- ・受賞事例一覧(~平成20年度)



平成19年度調査研究報告

「NMRを活用した高度リサイクル技術の開発状況調査」財団法人JKA補助事業)

NMRとは核磁気共鳴(Nuclear Magnetic Resonance)の略称です。通常、日本語でも英語でもNMRと略称だけで呼ぶことが多い。本調査は、NMRによる測定技術を活用して、廃棄物中の金属元素等や分子構造等に焦点を当て、3R技術の高度化を図ろうとするものです。

NMRは、その信号の性質が物質・分子ごとに特異的に定まっていることから、物質(分子)の構造解析ができる画期的な装置です。しかも、他の測定法では困難とされる廃棄物の焼却残渣やスラグ、石炭灰などの非晶質材料の元素やその結合状態といった構造分析を得意とする。

これまで3R分野では、材質評価等に利用されてきているが(劣質石炭の改質プロセスや、高分子材料の再生利用材の評価など)、NMRを本格的に活用した例は少ない。このため、3R分野におけるNMR装置が活用されている事例や、NMRの特性を活かした適用可能性について下記のごとく調査を行った。

図-1 物質・材料研究機構に設置された930MHz NMR



リサイクル技術の現状及びNMR技術の現状

リサイクル技術の分類・現状のまとめ、NMRの原理・装置・分析技術

NMRの利用・開発動向に関する現状調査

NMR装置の利用状況、NMR装置を活用したリサイクル技術に関する実態調査、3Rに応用可能なその他のNMR技術

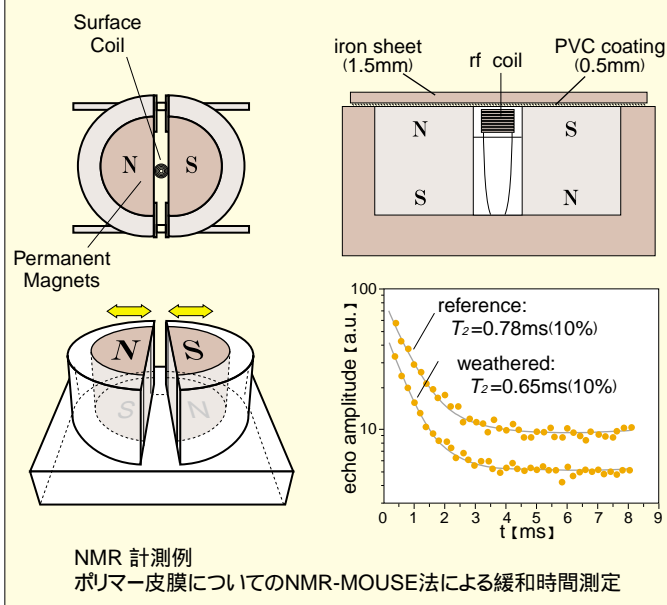
現状分析

アンケート調査等からのNMR利用リサイクル技術の抽出(貴重な資源やリサイクルを阻害する微量物質の構造分析等による技術開発の方向など)、調査結果のまとめ

今後の展開

NMRを活用した高付加価値リサイクル技術(資源の高度な有効利用、材料・機器の機能評価、長寿命化などの技術開発に寄与)、3Rに必要なNMR装置

図-2 鉄板状につけたポリマー膜(PVC)が野外に暴露されて、NMRの緩和時間(T₂)が短縮していることで、皮膜の劣化状況が把握できる。



その結果、資源の回収、製品欠陥・材料劣化の判定、有用物質・有害物質の抽出技術、低品位な石炭の有効利用技術、プラスチック・ゴム・ガラス等の架橋構造の解明、材料固有値を明らかにすることによる使用済み材料の識別等にNMR活用の可能性が見出された。

次のステップとして、使用実績を積むことによるデータの整備と解析が早急な課題である。また従来のNMRは、薬品など有機分子の溶液測定に対して最適化することを目的に発展してきた経緯があり、3R技術に適したNMR装置の検討が必要である。リサイクル用NMRとしては、現場で使用しやすいオンサイトNMRやイメージで表示するイメージングNMR、さらに廃棄物は複雑な成分が混じった組成を有することから、多くの元素(核種)を捉えられる高磁場NMRの開発も重要な検討課題です。



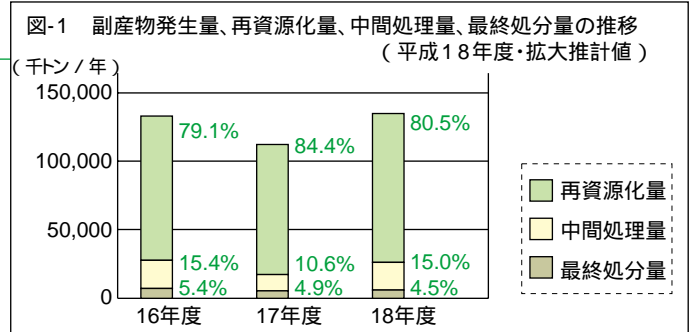
平成19年度「副産物発生状況調査」(経済産業省委託事業)

本調査は、経済産業省の委託を受けて、当センターが実施したもので、製造業・電気業、ガス業の事業所の業種団体を經由して集めた副産物(有機発生物を含む産業廃棄物)の種類ごとの発生、中間処理(減量)、再資源化、最終処分量の平成18年度実績データを業種別にとりまとめたものです。また、団体経由データでは十分なデータが集まらない業種については、当センターから直接事業所に依頼して調査しています。

全国の全事業所を対象とした調査ではないので、製造業の事業所については、調査の回答に所属する産業分類(再分類)と「製造品出荷額」を記入いただき、平成19年の「工業統計」の産業分類別の出荷額(全国計)のデータに対するカバー率を算出し、業種別の拡大推計を実施しています。

1. 調査の概要

製造業・電気業・ガス業合計の副産物発生量は、およそ1億3千万トンでした。発生量合計のうち、約80%が再資源化され、15%が中間処理により減量され、4.5%が最終処分されたという結果になっています。17年度実績に比べ、発生量、最終処分量がやや増加しています。一方、中間処理量、再資源化量も増加しており、生産活動の拡大によるものと思われます。



2. 発生量の多い6業種の年次別の推移

発生量の多い6業種は鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気業、輸送用機械器具製造業、食料品製造業です。発生量の大きい業種は、いずれも最終処分率は2~5%となっており、業界挙げての対策が進捗していることがうかがわれます。

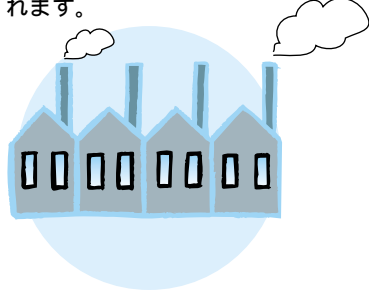


表-1 発生量の多い6業種の発生・中間処理減量・再資源化量・最終処分量の推移 (単位:万トン)

業種	副産物量	15年度	16年度	17年度	18年度	
		発生量	発生量	発生量	発生量	比率
鉄鋼業	発生量	6,739	5,771	5,634	5,971	100.0%
	中間処理減量	51	52	58	70	1.2%
	再資源化量	5,386	5,590	5,442	5,753	96.3%
	最終処分量	139	129	134	148	2.5%
パルプ・紙・紙加工品製造業	発生量	6,383	1,023	1,000	1,058	100.0%
	中間処理減量	5,805	430	409	412	39.0%
	再資源化量	506	519	539	585	55.3%
	最終処分量	72	74	51	61	5.8%
化学工業	発生量	1,938	1,063	976	1,049	100.0%
	中間処理減量	1,347	552	467	510	48.6%
	再資源化量	400	362	349	374	35.6%
	最終処分量	191	149	159	165	15.8%
電気業	発生量	1,024	1,082	1,069	1,019	100.0%
	中間処理減量	64	32	6	2	0.2%
	再資源化量	806	940	994	983	96.5%
	最終処分量	154	110	69	33	3.3%
輸送用機械器具製造業	発生量	799	706	677	812	100.0%
	中間処理減量	148	43	26	38	4.7%
	再資源化量	636	654	644	756	93.1%
	最終処分量	15	9	8	18	2.3%
食料品製造業	発生量	1,876	580		533	100.0%
	中間処理減量	1,536	203		214	40.1%
	再資源化量	304	345		306	57.3%
	最終処分量	36	32		14	2.6%

注) 平成18年度の各業種ごとの右欄は、発生量に対する最終処分量等の比率

3. 副産物の業種別・種類別順位

今回の報告書では業種別に副産物の発生量・再資源化量・最終処分量の順位付けを行っています。その内、発生量の大きい順に並べ12業種を下記の表に示しました。また、発生量の多い副産物上位3位までを抜粋して紹介しました。プラスチック製品製造業を除き、副産物の上位の3品目で概ね80%に達しており、それぞれの業種の特徴が出ています。

表-2 発生量上位12業種における発生量の大きい副産物 (単位:万トン)

業種	発生量計	1位		2位		3位				
		発生量	比率	発生量	比率	発生量	比率			
鉄鋼業	5,971	鉱さい	4,583	76.7%	ばいじん	793	13.3%	金属くず	352	5.9%
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,058	スラッジ	589	55.7%	紙くず	272	25.7%	ばいじん	89	8.4%
化学工業	1,049	スラッジ	434	41.3%	廃酸	167	15.9%	廃油	158	15.0%
電気業	1,019	ばいじん	730	71.6%	スラッジ	209	20.5%	燃えがら	75	7.3%
輸送用機械器具製造業	812	金属くず	550	67.8%	鉱さい	151	18.6%	廃プラスチック類	27	3.4%
食料品製造業	533	スラッジ	207	38.8%	動植物性残さ	207	38.8%	廃酸	29	5.4%
窯業・土石製品製造業	464	スラッジ	168	36.3%	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	146	31.4%	がれき類	50	10.7%
非鉄金属製造業	460	鉱さい	372	80.8%	スラッジ	31	6.8%	廃酸	17	3.6%
金属製品製造業	346	金属くず	138	40.0%	廃酸	83	23.9%	スラッジ	56	16.3%
印刷・同関連業	270	紙くず	216	80.2%	廃プラスチック類	34	12.5%	廃油	9	3.3%
飲料・たばこ・飼料製造業	233	動植物性残さ	153	65.7%	スラッジ	35	15.2%	廃酸	17	7.1%
プラスチック製品製造業	191	廃プラスチック類	12	6.3%	廃アルカリ	11	6.0%	廃油	11	5.6%

注) 数値の左段: 発生量、右段: 発生量全体に占める割合



4. その他の解析について

平成19年度調査では、前年度までの調査結果その他を合わせて次のような分析を行っています。

副産物(産業廃棄物・有価発生物)の集計結果、副産物の業種別・種類別順位、副産物(産業廃棄物・有価発生物)発生・中間処理・再資源化・最終処分量の年度別推移、副産物(産業廃棄物・有価発生物)発生・中間処理・再資源化・最終処分量の増減要因について、産業連関表を用いた調査・分析、産業間取引の実態調査、副産物をリサイクルして得られた製品(副産物製品)の事例・利用量・利用者の状況

なお、当センターが集計したのは、製造業・電気業・ガス業の生産活動に伴い発生する副産物(有価発生物+産業廃棄物)であるのに対し、環境省が「全国の産業廃棄物の排出状況」として発表しているのは、建設業のがれきや農業系の動物のふん尿等を含んだ産業廃棄物です。

さらに、当センターはスラッジ(脱水後の汚泥)を調査していますが(16年度実績以降)、環境省発表データは「汚泥(水分含む)」で把握しています。これらを含めて産業廃棄物は年間の4億トン発生するとされています。

このように、調査対象や方法がかなり異なりますので、単純な比較はできません。それぞれの違いを理解した上でのご利用が必要です。

経済産業省所管商品品目の商品品目別に見た3Rの進捗状況調査

(平成19年度「3Rシステム化可能性調査事業報告書」より(経済産業省委託事業))

今後3Rシステム化を図っていくべき品目を明らかにするため、「日本標準商品分類(平成2年6月改訂)」の商品分類に沿って経済産業省所管の商品に関する3Rの進捗状況を整理したものです。商品分類は、商品品目の特質に応じて必要な場合には細分の分類で整理しています。

日本標準産業分類において、総計99品目ある対象の商品品目のうち、約80の商品品目について、商品の特徴(構成製品の概要、次工程製品との関連等)、生産量(生産額)、3Rシステム化の状況(一部商品について特別の取組みが行われている場合はその商品群についても解説)、特徴、回収再資源化状況、事業者の取組み、3Rシステム化採択実績、課題についての3Rの観点から概況を示しています。

調査を通し各大分類毎に把握できた主要事項は次の通りです。

- (1)「大分類1 - 粗原料及びエネルギー源」は、全ての商品の粗原料であり製造過程で使用するエネルギー源であることから3Rシステム化対象にはなりえない。
- (2)「大分類2 - 加工基礎材及び中間製品」は、この商品単独で市場に出回することは少なく他の商品に姿を変え部材や要素品として使用されるため使用された商品で3Rシステム化を図ることになり電線等一部を除き3Rシステム化対象からは外れる。
- (3)「大分類3 - 生産設備用機器及びエネルギー機器」は、ほとんどが事業に伴い使用されるもので長寿命であり、法制度に基づくものも含め適正保守がなされ長期使用されるものが多く、また、高額のため中小機器は中古市場も存在する等廃棄されることは少ない。一

方、廃棄されても金属製であることが多いため既存の3Rシステムで回収・再資源化されることから一部の処理困難物を部材に抱える建設機械などを除き3Rシステム化は不要と思われる。

(4)「大分類4 - 輸送用機器」は、法制化された自動車、業界自主回収の自動二輪車を除き前項「大分類3」と同様のことがいえる。但し、自転車は、放置自転車等で社会問題化している。

(5)「大分類5 - 情報・通信機器」は、事業所所有のものは「大分類3」と同様のことがいえるが、個人所有の例えば携帯電話やパソコンなど業界の自主回収システムはあるものの様々な事情から回収が思わしくない。

(6)「大分類6 - その他の機器」は、「大分類4、大分類5」と同様に事業所で使用される機器は問題ないと思われる。個人使用の汎用機器については、家電リサイクル法対象機器は法によって回収・再資源化義務があるが、多くの機器はシステム化されず効率的に回収・再資源化されていない。

(7)「大分類8 - 生活・文化用品」は、ほとんどが個人所有で大量消費・大量廃棄されるものが多い。家庭から排出される容器包装については法制化されているが、本体そのものは廃棄されれば大部分一般ごみ(粗大ごみ含む)として市区町村の回収となる。業界等で自主回収を検討しているものもあるが機能しているものは少ない。

また、法制化された商品を除く経済産業省所管商品品目の3R取組み状況を類型化すると次表のようになります。



法制化された商品を除く経済産業省所管商品品目の3R取組み状況を類型化	
事業者、業界の自主的回収・再資源化システムが構築されている商品(有償、逆有償いずれでも)	潤滑油、タイヤ、紙、ガラス、瓦、容器類、パソコン、携帯電話・PHS、複写機、消火器、自動二輪車、小型二次電池、自動車用等の鉛蓄電池、小型ガスボンベ、パチンコ遊技機等、繊維製品(ユニフォーム等)、電線、建設資材(石膏ボード、木質ボード、瓦、グラスウール、ロックウール、塩化ビニル管・継手等)、FRP浴槽、レンズ付きフィルム・現像液等
有価物として商業ベースの回収・再資源化システムの成立している商品	タイヤ、紙、鉄及び鋼、貴金属、非鉄金属、金属加工製品、容器類、原子力機器の一部を除く生産設備用機器及びエネルギー機器、自動車及び二輪車を除く輸送用機器、パソコン・携帯電話・PHSを除く情報通信機器、その他機器、娯楽装置、楽器等
回収・再資源化未実施商品で資源価値のあると思われる商品	タイヤなどを除くゴム製基礎材、繊維基礎製品、家具類、農林・漁業用機器、医療用機器、理化学機械及び工学機械、衣服、医療用品及び関連製品(家庭用)等
資源価値が低い等から廃棄物の適正処理の観点から取り扱うべき商品	革製基礎材、化学薬品、原子力機器、台所用品・食卓用品・履物・衛生設備用品(家庭用)・医薬品・家庭用化学製品・玩具・スポーツ用具・文具等の多くの生活・文化用品等

市場に多く出回り資源として有用なものは、その殆どが経済原則に従い再資源化されるシステムが社会的に且つ必然的に構築されることとなります。

また、経済性では対応できない商品については、希少資源等の有効利用や廃棄商品の適正処理の観点から、法制化されたもの

はもちろん、その他の商品でも業界団体等が主導する回収・再資源化システムが概ね機能し効果をあげていることが調査できました。

今後は、各商品について個々に詳細に点検していくことが必要段階となっています。



行政・政策動向

環境配慮契約法基本方針改正案に対するパブリックコメント結果と閣議決定

「環境配慮契約法基本方針」の改正案が2月6日に閣議決定されました。

平成19年11月に施行された「環境配慮契約法」は、国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格のみで判断するのではなく、価格と環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービスを提供する方と契約する仕組みを作り、環境負荷が少

ない新しい経済社会を構築することを目指すものです。

今回の主な改正点は、[1]自動車のリース契約にも総合評価落札方式を導入する、[2]コピー機・プリンタ等の最適配置を考慮した調達等、その実施に相当の時間を要する契約について、基本方針の見直し前から導入準備に努めること等です。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10730>

平成21年度予算案における環境保全経費の概要

平成21年度の環境保全経費の総額は、2兆1,168億円で、国の予算に占める割合は横ばいで推移していますが、平成20年度環境保全経費(当初予算)と比較すると972億円、4.4%減少しています。増減の内訳は、地球環境の保全で183億円の増、基盤となる施策

等で19億円の増であり、他方、大気環境の保全で479億円の減、水・土壌・地盤環境の保全で436億円の減などとなっています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10705>

「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」制定

国土交通省は、今般、高濃度バイオディーゼル燃料等を使用する際の自動車の安全性等を確保することを目的に、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関するガイドラインを制定しました。混合率が5%以下の軽油混合燃料は、混合前のバイオディーゼル燃料が一定の規格に適合していることを前提に、通常の自動車燃料として使用することが可能です。しかしながら、バイオディーゼル燃料をその

まま使用する場合は軽油との混合率が5%を超える場合には、燃料品質の確保に加え、適切な方法により車両改造、点検整備を行わなければ、車両不具合や排出ガス性能の悪化などを引き起こすおそれがあるため、バイオディーゼル燃料の適切な普及のための環境整備を進めていくとしています。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000025.html

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更

基本方針に定める特定調達品目とその判断の基準等は、環境負荷低減に資する物品等への需要の転換をさらに推進するため、毎年度、見直しを行っています。

今回の変更は、[1]紙類のうち「コピー用紙」の判断の基準において、総合評価指標方式の導入、[2]新規分野として「携帯電話」の

追加、及び[3]「太陽光発電・太陽熱利用システム」において、エネルギー回収期間やエネルギー変換効率等の環境性能を規定し、所要の見直しを行い、10品目の追加、1品目の削除及び39品目の基準の見直しを行っています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10757>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が3月31日公布、施行されました。今回の改正点は、新たに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項及び添付書類について定めたものです。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10997>



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布

廃棄物処理センターの指定に関する事項について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が3月31日公布、施行されました。今回の改正点は、廃棄物処理法第15条の

5第1項の規定に基づく第15条の6に規定する業務を行う者の指定の申請に係る手続について定めたものです。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10996>

カーボンフットプリント制度の基本ルールが決定 ～CO₂排出量の算定・表示方法等のルールの策定～

経済産業省では、事業者、消費者が一体となった、地球温暖化防止に向けた取組みを促進するため、商品やサービスのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO₂量に換算して算定し、マークを使って分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築に向けた取組みを進めています。取組みの一環として今般、

本制度の背景・目的やCO₂排出量の算定・表示方法等を内容とする「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」及び「商品種別算定基準(PCR)策定基準」をとりまとめたものです。

<http://www.meti.go.jp/press/20090303004/20090303004.html>

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案について

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」について、3月3日(火)に閣議決定し、第171回通常国会に提出されました。

本法律案は、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、[1]土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、[2]規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、[3]汚染土壌の適正処理

の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずるものです。

施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(汚染土壌処理業の許可の申請に係る規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日)。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10848>



「シップリサイクルシステム構築に向けたビジョン(案)」に関する意見募集

2009年5月に、国際海事機関(IMO)において、一部の途上国における労働安全衛生や環境保全などの確保を目的として「安全上且つ環境上適正なシップリサイクル条約」が採択される予定であることを受け、標題意見募集が、3月22日期限で実施されています。

http://www.mlit.go.jp/appli/pubcom/kaiji05_pc_000001.html



特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件(告示)

「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成11年厚生省告示第148号)の一部を改正する件(告示)が、平成21年3月27日(金)に公布されました。

今回の追加点は、特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物に含まれる、燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なプラスチックについて、当該プラスチックを使用する部品を分離し回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量を回収する方法

廃テレビジョン受信機のうち、液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことが

できるように設計したものを除く。)にあっては、水銀又はその化合物を含む蛍光灯並びに砒素又はその化合物を含む液晶パネルを適正に処理する方法

廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機に含まれるフロン類のうち冷媒として使用されていた物を発散しないよう回収する方法

また、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)の一部改正に伴い、液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機が廃棄物になったものが、本告示の対象として追加されます。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10968>

3R実施状況

平成19年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

平成19年度に土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査結果が報告されたのは243件(法施行から平成19年度末までの累計946件)で、昨年度と比べてやや減少しました。一方、指定基準を超過して指定区域に指定されたのは81件(累計270件)であり、年々増加しています。平成19年度に土壌汚染対策法の対象外を含め都道府県及び土壌汚染対策法の政令市が把握した土壌汚染調査事例は1,371件、そのうち超過事例(指定基準又は土壌環境基準に適合していないことが判明した事例)は732件であり、いずれの事例数も年々増加傾向で推移しています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10700>

平成19年度PRTRデータの公表等について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要等

平成20年4月1日から6月30日までに届け出られた全国で40,725事業所からの排出量・移動量について全国・全物質で集計したところ、排出量が234千トン、移動量が223千トン、排出量と移動量の合計では457千トンでした。また、国が推計を行った届出対象外の排出量は、全国の合計で292千トンでした。経済産業省及び環境省は共同で、法施行後7回目となる集計結果の公表を行うとともに、その概要を冊子「平成19年度PRTRデータの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果 -」にまとめました。

<http://www.meti.go.jp/press/20090227009/20090227009.html>

黒部市におけるバイオマス利活用の取組みへの支援について

国土交通省下水道部では、富山県黒部市がPFI事業により、下水処理場に食品残渣(コーヒー粕)を受け入れ、下水汚泥とあわせて処理・資源化し、発電用化石燃料代替エネルギー等として利用するとともに、発生するバイオガスを処理場内でエネルギー利用する取組みを「民間活用型地球温暖化対策下水道事業」として支援することを決めました。

http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000055.html

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果

第二次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)の進捗状況の第1回点検結果について、中央環境審議会の報告を受けて2月27日の閣議に報告されました。

本報告では、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けた取組みが相乗効果を発揮するためのバイオマス利用や廃棄物エネルギー利用等についての政策間の連携、地域循環圏構築のための計画づくりの推進、アジア各国の3R政策の戦略的・計画的な推進支援等、計画の進捗状況を踏まえた今後の施策の課題が指摘されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10823>

山形市 百貨店でもレジ袋有料化

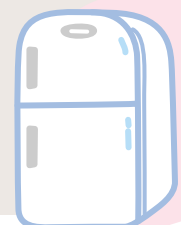
市内の百貨店2店が、2009年2月からレジ袋の有料化を開始しました。日本百貨店協会によると、協会に加盟する百貨店での本格的な有料化は全国初。

<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&word=&category=51&serial=20209>

平成19年度廃家電の不法投棄等の状況について

環境省では、平成19年度における廃家電の不法投棄等の状況を、とりまとめ公表しました。廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)の平成19年度の不法投棄台数の合計は115,815台(前年度132,084台)で、前年度と比較して12.3%の減少となりました。市区、町、村それぞれの不法投棄台数を比較したところ、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向にありました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10980>





お知らせ

資料室のご案内(どなたでも無料で利用可能です)

当センター内にある環境リサイクル情報センターでは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する資料の閲覧サービスを行っています。一般には入手困難な当該分野の専門資料を多数保有しております。また、閲覧室には情報検索システムが用意されており、多数の保有資料の中から調べたい情報を検索することができます(当センター賛助会員の方はインターネットを通じて本システムを利用することができます)。どなたでもご利用になれますので、リサイクルや環境ビジネスに関する情報収集に是非ご活用下さい。

【利用時間】午前9:45～12:00、午後1:00～5:00(土・日・祝祭日・年末年始は休館)

3R学習(容器包装リサイクル)教材貸出のご案内

当センターでは、児童・生徒及び地域住民などが3Rへの理解を深め、日常生活における3R実践に役立つように、身近な製品を題材とした、目で見て触って実感できる3R学習(容器包装リサイクル)教材を地域3R支援事業(経済産業省委託)において制作いたしました。

教材は、サンプル品(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、PETボトル、アルミ缶、スチール缶、ガラスびん)、補助教材、指導手引書からなっており、学校の総合的学習・技術科・社会科・理科などの授業又は地域における3Rに関する取組みなどで活用していただけます。

当センターでは、これらの教材の貸出サービスを行っており、貸出を希望される方は、当センター事務局(企画調査部)までお問い合わせください。



3R学習(容器包装リサイクル)教材を貸し出します

CJC-BW定期配信のお知らせ

インターネットに代表されるIT技術の進展に伴い、多くの情報が自宅やオフィスにいながら入手できるようになりました。一方で、あふれかえる情報の中から真に重要な情報を抽出することは容易ではありません。

このため、当センターにおきましては、氾濫する情報の中から廃棄物処理・再資源化を促進する上で重要と考えられる情報(主として行政・政策動向)を抽出・整理し、賛助会員の皆様にメールにより隔週ごとにCJCバイウィークリー(CJC-BW)として配信しています。

賛助会員の皆様には賛助会員コーナー(<http://202.229.77.29/%7Ecjc/>)より配信登録いただけますので、是非ご登録いただき、ご活用いただきますようご案内します。

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.25

[発行] 財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階
http://www.cjc.or.jp/

電話: 03-6229-1031 FAX: 03-6229-1243

[発行日] 2009年4月

(本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。)(禁無断転載)